

「通信・放送の総合的法体系の在り方＜平成２０年諮問第１４号＞答申(案)」に対する意見

項目	意見
４．コンテンツ規律 （３）具体的規律 ③番組規律 イ 基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは事業者の任意に委ね、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送	「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度を導入する。」については、事業者には過重な負担がかからないよう導入については慎重な検討を希望します。